

お客さまへのお知らせ

金融庁・警察庁からの要請に基づき、「特殊詐欺被害の未然防止」の観点から、以下のお振込のご依頼につきましては、お取扱いをお断りしております。

1. 「振込名義変更」による、
「暗号資産交換業者」宛の振込
2. 「振込名義変更」による、
「資金移動業者」宛の振込

※ 振込名義変更とは、「送金元口座（法人口座を含む）の口座名義人と異なる依頼人名で行う振込」です。

なお、お客さまご本人の名義でお振込の場合でも、特殊詐欺被害等未然防止の観点から、窓口担当者等がお客さまに「振込の理由等」をお伺いする場合がございますので、予めご了承ください。

令和7年12月
長浜信用金庫